

2008年2月8日

日本弁護士連合会

国際連合人権高等弁務官事務所 御中

国際連合人権高等弁務官事務所が作成する
日本に関する人権状況要約書のための文書による情報提供

国際人権条約実施に関する日本政府の取組み	- 1 -
日本の人権擁護促進のための規範的・制度的枠組み	- 1 -
主要な懸念事項（総論的及び機構的問題点）	- 1 -
主要な懸念事項（具体的問題点）	- 2 -
A. 警察拘禁と刑事手続に関する問題点	- 2 -
B. 死刑制度と死刑確定者の処遇について	- 3 -
C. 差別	- 4 -
別添	- 6 -
別添	- 7 -
別添	- 17 -
別添	- 27 -
別添	- 31 -

国際人権条約実施に関する日本政府の取組み

肯定的側面

1. 日本政府は、主要な国際人権条約の多くを批准し、条約機関による報告書審査と勧告を通じて、条約上の義務の国内実施に取り組んだ部分もあり、また、積極的な人権外交の方針の下、人権理事会の理事国を務める等、人権の分野において国際的に積極的な役割を果たそうとの姿勢が見られる。他方、日本の人権状況においては、条約機関や特別報告者からの勧告によっても長年にわたり放置され改善が見られない問題もある。

U P R 日本政府報告書作成過程

2. 日本政府は、外務省ウェブサイト到人権外交のページを設け、人権理事会についての説明、人権理事会第1回選挙における日本の自発的誓約、U P R の概要を掲載して情報提供を行い、日本の審査についても告知して、政府報告書作成の参考のために意見募集を行っていることは評価できる。しかしながら、日本政府は、政府報告書の作成に関して、N G O 等の利害関係者との協議は実施していない(2008年2月8日現在)。なお、当連合会は、国連人権高等弁務官事務所に本報告書を提出するにあたり、事前に日本政府に対しても直接交付し内容を説明した。

日本の人権擁護促進のための規範的・制度的枠組み

3. 日本の人権擁護促進のための規範的枠組みの主要なものは、日本国憲法の人権規定、人権保障に関する国内関連法の諸規定、及び、国際人権条約その他の国際人権文書である。日本は大部分の主要な人権条約を批准しているが、死刑廃止条約(自由権規約第2選択議定書)及び移住労働者権利条約は未署名、強制失踪条約及び障がいのある人の権利に関する条約は未批准である。また、日本は、自由権規約第1選択議定書をはじめとする、個人通報制度のための選択議定書はいずれも批准しておらず、また受諾の宣言をしていない。日本が締結した条約は、条約及び国際法規の遵守義務を規定する憲法98条2項の趣旨から、国内法に受容され国内法としての効力を持つ。なお、日本には人権擁護促進に関する国内行動計画はない。

4. 制度的枠組みとしては、裁判所が人権侵害に対する司法的救済を行うが、パリ原則に合致した国内人権機関は未だ設置されていない。裁判所は、国際人権条約を裁判規範として適用することに消極的であり、また、条約の解釈にあたり、条約機関による一般的意見や見解を軽視する傾向がある。そのため、裁判官に対する国際人権法の教育・研修を行うよう、自由権規約委員会の総括所見(1998年)及び社会権規約委員会の総括所見(2001年)において勧告されたが(別添 - 1)、その実施は未だ不十分である。また、上告理由が憲法違反に限定されており、条約違反を直接の理由とする上告が許されていない。

主要な懸念事項(総論的及び機構的問題点)

条約機関に対する非協力的な態度

5. 日本政府は、人権理事会第1回選挙において提出した自発的誓約の中で、日本は主要人権条約を誠実に履行していると謳っている。しかしながら、実際は、条約機関による政府報告書審査に関する日本政府の態度は、およそこれとかけ離れたものである。すなわち、日本政府の各条約機関に対する政府報告書の提出には大幅な遅延が見られ、各条約機関からの勧告について、これまでほとんど履行していないのみならず、勧告に対する反論に示されると

おり、勧告を真摯に実施しようとする意思が見られない(別添、)。中には、婚外子の相続分差別規定の改正、代用監獄の廃止、死刑制度の運用と死刑囚の処遇の改善、国内人権機関の設置等、複数の条約機関から繰り返し改善の勧告を受けながら、長年にわたり何の取組みもないまま、放置されている問題さえある。

国内人権機関

6. 日本がパリ原則に合致した国内人権機関を早急に設置すべきことは、自由権規約委員会、社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会、女性差別撤廃委員会、子どもの権利委員会から勧告を受けているところであり(別添 - 2) 早急にその実現が求められる。

7. 日本政府は2002年3月に人権委員会の設置のための人権擁護法案を国会に提出したが、同法案は、同法案により設置される人権委員会は法務省の外局として実質的に法務大臣の所轄下に置かれ、政府からの独立性の点で問題があること、救済・保護の対象となる「人権」概念が明確でなく、公権力による人権侵害のうち、調査・救済の対象となるのは「差別と虐待」に限定されている等の致命的な欠陥があり、そのため、日弁連を始めとする広範な市民の反対があり、未だ国会において可決されるに至っていない。2005年には、人権擁護委員の資格について国籍条項を設けるといふ、内容が以前より後退し差別的な法案が提案されたことから、パリ原則に合致した国内人権機関の設置を求めている日弁連及びその他のNGOも、このような法案が国会に提出され採択されることに対し警戒を強め、国内人権機関の設置に向けた動きは進展しないままである。

個人通報制度

8. 日本政府が国際人権条約上のすべての個人通報制度のための選択議定書を未だに批准はおろか署名すらせず、また、受諾宣言を行っていない点も、主要な人権条約の誠実な履行からはかけ離れた態度である。日本政府は、この点に関する条約機関からの勧告に対し、個人通報制度は「司法権の独立を含め、司法制度との関連で問題が生じるおそれがあり、慎重に検討すべきであるとの指摘もあることから、本制度の運用状況等を見つつ、その締結の是非につき真剣かつ慎重に検討しているところである」との不合理な弁解を20年近くも繰り返すのみで、全く進展が見られない。日本は、人権理事国として、人権の分野で国際的に積極的な役割と責務を果たそうとする以上、自国の管轄内にいる個人が国際的な人権保障制度である個人通報制度を利用できない状態に置くことは許されない。早急に、全ての個人通報制度の受諾が求められる。

主要な懸念事項(具体的問題点)

A. 警察拘禁と刑事手続に関する問題点

9. 日弁連は人権理事会に、日本政府に対して代用監獄の廃止と取調べの可視化を明確に求める見解を採択されるよう、強く求めるものである。

勾留決定後も続く警察拘禁(代用監獄)と検証不能な被疑者取調べ

10. 日本においては、裁判官への引致後においても、被疑者は警察の元に戻され、法務省の管轄する拘置所に移されない。ほぼ全ての被疑者は、代用監獄としての留置場に起訴までの間(最長23日間)留置され、その全期間にわたって、警察官と検察官による尋問が可能である。この長すぎる警察拘禁期間は国際人権基準に明確に違反している。

11. 警察における尋問の時間については、法的な制限はなく、容疑を否認したり、黙秘したりしている被疑者に対しては、深夜にわたる取調べが継続されることがある。被疑者が否認している場合には、その調書が作成されない場合もある。

12. 日本における身体拘束下の被疑者取調べは、録画・録音もなされず、弁護人の立ち会いもない完全な密室で行われているため、取調べが適正に行われているかどうかを事後的に検証する手段がない。実際には、取調べが完全な密室で行われていることを利用して、被疑者が、取調官から、脅迫や利益誘導等の精神的圧力を受けて自白強要をされたり、暴行、わいせつ行為などの肉体的拷問を受けるなどしたとの報告が後を絶たず、このような被告人の主張が認められた裁判例も数多い（別添 - 3）。

13. そこで作成される警察官・検察官の尋問についての記録は、捜査官の作成する書類に、本人がサインと押印した調書であるが、一問一答式ではなく、被疑者の供述を正確に反映したものとは言えない。

14. 最近偶然明らかになった警察官の取調べに当たっての心得をまとめた愛媛県警の部内資料によれば、自白を得るためには長時間の取調べによって、否認している被疑者を「弱らせる」ことを推奨する記述がある（別添 - 4）。

条約機関からの勧告の無視

15. 日弁連は30年以上にわたって、この代用監獄制度の廃止を求めて活動してきた。自由権規約人権委員会の総括所見（1993年、1998年）及び拷問禁止委員会の総括所見（2007年）は代用監獄制度が非人道的な取調べによって虚偽の自白強要の原因となっていることを認め、その廃止と取調べの可視化を強く求めている（別添 - 5）。

16. これを受けて、日弁連は代用監獄を廃止すること、被疑者取調べのすべての経過を録音録画すること、検察官の所持しているすべての証拠に対する開示請求権を弁護人に認めるよう提案し、法務省と交渉を継続してきた。しかし、現在まで捜査当局の強い抵抗によって実現していない。近年最高検察庁は、検察官が自ら必要と考えたとき、取調べの一部を録音・録画する制度を試行している。しかし、一部の録音・録画は自白強要後の状況を検察官が裁判官（まもなく導入されようとしている市民の裁判員を含む）に対して印象づけるための証拠作成・プレゼンテーションにすぎないものとなりうるのであって、取調べの可視化としては、全く不十分でむしろ有害なものとなりうる。

17. また、警察留置場に収容された者の人権侵害について、警察機関から独立して不服を審査する機関が欠落していることも大きな問題である（別添 - 6）。

18. 条約機関による度重なる勧告を公然と無視する日本政府の対応は人権理事会の理事国として国際人権保障に貢献しようとする日本政府の外交姿勢と両立しない。日弁連の一貫した努力にもかかわらず、これまで、遅々として進んでおらず、また今後も困難が予想される。人権理事会による決定的な勧告が必要不可欠である。

B. 死刑制度と死刑確定者の処遇について

19. 日本の死刑制度とその運用は、著しく非人道的であり、人権保障の面で重大な問題がある。最近行われた死刑執行に対し、国連人権高等弁務官も遺憾の意を表明した（別添 ）。規約人権委員会と拷問禁止委員会が日本政府に対して繰り返し行ってきた改善勧告（別添 - 7）を人権理事会が尊重し、死刑執行の停止を含む、より厳しい決然とした改善のための勧告をなされることを強く要望する。

死刑制度の拡大と適切な執行停止システムの不存在

20. 日本では、この10年間、殺人などの凶悪犯罪がとくに増加したという事実はない。しかし、死刑確定者の数は、1997年末には51名だったが、2006年末には98名となり、2007年は11月15日現在、109名である。死刑判決に対する上訴は必要的なものとなっていない。確定した死刑判決に対して再審の請求を行うことは出来るが、この請求には死刑の執行を停止する効果がない。なお、死刑事件について再審が開かれたのは、80年代に4件

があったのみである（別添 - 8）。

21. 死刑確定者の中には、重大な健康上の問題を抱えている者や高齢者が相当数いる。刑事訴訟法は心神喪失状態にある者に対する死刑執行を禁じているが、死刑確定者の健康状態を刑事施設の外の医師がチェックして死刑の執行停止の是非を判断するシステムはなく、精神障がいや高齢で車いすの者が処刑された事例がある（別添 - 9）。

22. 恩赦により死刑を減刑されたケースは、1975年に1件あっただけであり、以来30年間以上恩赦となった例がなく、恩赦制度は機能していない。

死刑確定者に対する拷問ないし非人道的な処遇

23. 死刑確定者が、自らの死刑執行の日を知らされるのは、執行当日であり、通常は執行の約1時間前である。親族や弁護人に対しても、事前に執行が通知されることはない。再審請求を行っても、弁護人との秘密の面会は保障されない。実際、ほぼすべての事件で、弁護人と死刑確定者との面会には、職員が立ち会う。弁護人とやりとりする手紙もすべて検閲される。死刑確定者は例外なく単独室に長期間収容され、他の収容者との接触は許されないことが原則である（別添 - 10）。親族・弁護人以外の者との間での面会や手紙のやりとりは、厳しく制約されている。

24. このような処遇について拷問禁止委員会の総括所見（2007年）は、拷問あるいは虐待に相当しうると判断している。

C. 差別

25. 日本国自身が現在も外国人、婚外子、女性を法律上・事実上差別しており、これが民間の差別を温存強化する側面がある。日弁連は人権理事会に、日本政府に対し、日本国の現在の法律上、事実上の差別の撤廃と過去の差別の是正、並びに民間における差別の是正措置を求める見解を採択されることを求める。

外国人

26. 日本に在留する外国人は、10年間で約47%増加し、定住化も進んでいるにもかかわらず、人種差別の禁止及び多民族の共生を目的とする法制度の整備は進んでおらず、労働、教育、社会保障などの分野での差別が存在する。他方、テロの防止や外国人による犯罪の防止を目的として、外国人を対象として、出入国及び在留を厳格に管理・監視する政策が実施され、また検討されつつある。

27. 公務就任権：政府は、公権力の行使、公の意思の形成への参画に携わる職につくことが予想される職員の採用試験については外国人に一般的に受験資格を認めるべきではないとしている（別添 - 11）。あるいは、事実上、採用を拒否することもある（例えば、家事調停委員）。しかし国籍がないことのみによって外国人を一律に国家公務員、地方公務員あるいはその管理職への途を閉ざすことは、自由権規約2条、25条、26条に違反する。

28. 外国人からの顔情報・指紋情報の取得：日本政府は、テロ及び外国人犯罪の未然防止並びに不法滞在者の減少を目的として、特別永住者などを除く日本に入国する外国人から指紋情報及び顔情報の提供を義務付け、これを犯罪捜査などに利用するとしている。外国人のみこのような指紋採取を義務付けることは、自由権規約26条に違反し、また同規約7条の品位を傷つける取り扱いにも該当する。

部落差別

29. 自由権規約委員会の総括所見（1998年）は、部落少数者の人々に対する教育、収入そして効果的救済システムに関して続いている差別を終わらせる措置を取るよう勧告した。しかしなお大学進学率、年収についてみても全国平均とは大きな開きがある。また、大阪府において、部落少数者の40代男性の失業率は府平均の2倍前後となっている。

アイヌ

30. アイヌを先住民として認め、土地への権利を保障すべきである。北海道旧土人保護法により、アイヌ人の土地漁場などの共有財産を官が管理していたところ、1997年同法が廃止されたが、その後も、土地への権利は回復されないままである(別添 - 12)。アイヌの先住民としての権利の実現やアイヌに対する差別の解消については、各条約機関から勧告がなされている(別添 - 13)。

婚外子

31. 国籍取得：国籍法第2条第1号は、出生のときに父または母が日本国民であるときは出生により国籍を取得すると規定する。しかし父が日本人、母が外国人である婚外子の場合、胎児認知がなされなければ、父との間に法律上の親子関係が認められず、日本国籍を取得できない(別添 - 14)。この点につき自由権規約委員会の総括所見(1998年)等各条約機関は差別として懸念を表明している(別添 - 15)。

32. 相続差別：民法は婚外子の法定相続分は、「嫡出子」のその2分の1と規定している。この点につき、各条約機関の総括所見は差別と指摘している(別添 - 16)。しかし日本政府は、法律上の婚姻により成立する夫婦とその間の子からなる家族を保護する目的で設けられ合理的であると、最高裁判所も合憲としている(別添 - 17)。

女性

33. 日本においては、政策・方針決定過程、就業分野における女性の参画は極めて低い(別添 - 18)。賃金についても、女性正社員の給与は男性の67.1%、また、女性のパートの給与は男性正社員の45%前後と非常に低い水準に留まっている。

34. 2007年4月施行の改正雇用機会均等法で設けられた間接差別禁止規定は、禁止対象となる間接差別が限定されているという問題点がある(別添 - 19)。また、同改正法には、セクシャルハラスメントの禁止規定がなく、不十分である。

35. 婚姻・家族関係においては、婚姻最低年齢が女性の方が低いこと、離婚後の女性の再婚禁止期間(6ヶ月)夫婦の別氏選択が認められていないこと等の女性に対する差別的な民法の規定が自由権規約委員会の総括所見(1998年)及び女性差別撤廃委員会の総括所見(2003年)にもかかわらず廃止されていない(別添 - 20)。

36. 女性に対する暴力については、DV法が改正され、暴力からの保護の範囲が拡大されたが、DVの被害者は潜在し、夫から妻への暴力の検挙件数は増加傾向にある(別添 - 21)。被害女性が一時保護を受けた後の自立支援策等がさらに求められる。人身売買については、加害者の処罰のために人身売買罪が新設されたが、政府の責任による包括的かつ効果的な被害者救済対策実施のために立法が必要である。国連越境組織犯罪防止条約の人身取引議定書も、2003年5月に批准について国会承認を受けながら、未だ批准するに至っていない。また、「従軍慰安婦」問題も、条約機関等の勧告(別添 - 22)にしたがい、謝罪、被害弁償等の最終的な解決を立法により早急に図るべきである。

障がいのある人

37. 日本では、障がいのある人に対する根強い差別があり(別添 - 23)。障害者基本法の基本理念に差別禁止が規定されているものの差別の定義もなく(別添 - 24)司法救済のための規範としては不十分である。社会権規約委員会からも、障がいのある人に対する差別を禁止する包括的な法律の制定が勧告されている(別添 - 25)。

別添

日本弁護士連合会が人権理事会に求める結論

日本弁護士連合会は、人権理事会が日本に関するU P Rの結論において、次の懸念を表明し、あるいは、日本政府に対し次の措置を実施するよう勧告することを求める。

- 1 日本政府がこれまでに各条約機関から受けた勧告をすべて実施すること
- 2 パリ原則に合致した国内人権機関を設置すること
- 3 自由権規約第一選択議定書の批准を含む、国際人権条約上のすべての個人通報制度のための選択議定書の批准並びに受諾の宣言をなすこと
- 4 (1) 被疑者を勾留の決定後も警察留置場に拘禁し、長時間の取調べを可能とする「代用監獄制度」は捜査と拘禁の分離の要請に反し、また非人道的な処遇と虚偽の自白強要の可能性を増大させるものであり、多くのえん罪事件の原因となってきたことに対して深い懸念を表明する。
(2) 日本政府は代用監獄制度をすみやかに廃止し、すべての被疑者の取調べを録画などの措置により可視化すること、さらに取調べ時間の法的制限を実現するための措置を講じなければならない。
- 5 (1) 人権理事会は死刑制度の適用が拡大され、また適切な制度的保障を欠いていること、死刑確定者の処遇が処刑が事前に告知されないことや長期の独居拘禁を強いられていることなど拷問ないし非人道的なものとなっていることに深い懸念を表明する。
(2) 日本政府はすべての死刑の執行を停止し、死刑制度と死刑確定者に対する処遇について拷問ないし非人道的処遇を改めるための措置を講じなければならない。
- 6 日本国自身が現在も外国人、婚外子、女性を法律上・事実上差別しており、これが民間の差別を温存強化する側面があることに対して懸念を表明し、日本政府に対し、外国人、部落少数者、アイヌ、婚外子、女性、障がい者等に対する、日本国に現在も存在する法律上、事実上の差別の撤廃と過去の差別の是正、並びに民間における差別の是正措置を求める。

別添

補足資料

1 (1) 自由権規約委員会総括所見 (1998年)

32 項 「 委員会は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有する。委員会は、かかる教育が得られるようにすることを強く勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるための司法上の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の一般的な性格を有する意見及び選択議定書に基づく通報に関する委員会の見解は、裁判官に提供されるべきである。」

(2) 社会権規約委員会総括所見 (2001年)

35 項 「 委員会は、また、締約国に対し、規約についての理解、意識の向上及び規約のより良き適用を促進するため、裁判官、検察官及び弁護士のための人権についての教育及び研修プログラムを改善することを勧告する。」

(3) 拷問禁止委員会総括所見 (2007年)

22 項 「 さらに、裁判官や入管職員を含むあらゆる種類の法執行官は、特に、拷問、子ども及び女性の権利に焦点を当てた、自身の職務における人権の実現について定期的に訓練を受けるべきである。」

2 (1) 自由権規約委員会総括所見 (1998年)

9 項 「 委員会は、人権侵害を調査し、不服に対し救済を与えるための制度的仕組みを欠いていることに懸念を有する。当局が権力を濫用せず、実務において個人の権利を尊重することを確保するために効果的な制度的仕組みが要請される。委員会は、人権擁護委員 (訳注 : 原文では Civil Liberties Commission) は、法務省の監督下にあり、また、その権限は勧告を発することに限定されていることから、そのような仕組みには当たらないと考える。委員会は、締約国に対し、人権侵害の申立てに対する調査のための独立した仕組みを設立することを強く勧告する。」

(2) 人種差別撤廃委員会総括所見 (2001年)

12 項 「 人種差別の禁止全般について、委員会は、人種差別それのみでは刑法上明示的かつ十分に処罰されないことを更に懸念する。委員会は、締約国に対し、・・・権限のある国の裁判所及び他の国家機関による、人種差別的行為からの効果的な保護と救済へのアクセスを確保すべく、本条約の規定を国内法秩序において完全に実施することを考慮するよう勧告する。」

(3) 社会権規約委員会総括所見 (2001年)

38 項 「 委員会は、締約国が国内人権機関を設立する意図を示していることを歓迎すると同時に、1991年のパリ原則と委員会の一般的な性格を有する意見10に従ってできる限り早く設立することを要求する。」

(4) 女性差別撤廃委員会総括所見 (2003年)

373 項 「 政府が2002年3月に人権擁護法案を国会に提出したことに満足をもって留意しつつ、委員会は、法務省の下に設置されるとされている人権委員会の独立性について懸念を有する。」

374 項 「 委員会は、人権擁護法案で提案されている人権委員会が、独立機関として、女性の人権に適切に対処することが確保されるよう、国内人権機構の地位に関する原則 (国連総会決議1993年12月20日48/134附属文書、いわゆる「パリ原則」) に基づいて設置されることを勧告する。」

(5) 子どもの権利委員会総括所見 (2004年)

14 項 「委員会は、条約の実施状況を監視するための全国的な独立した制度が存在しないことを懸念する。また同時に、委員会は、3つの県が地元でオンブズマンを設立したとの情報及び人権委員会設立に関する法案が次期国会に再提出されるとの情報を歓迎する。代表団によって提供された、法案では人権委員会が法務大臣に対し責任を負うことを想定しているとの情報に照らし、委員会は、その機関の独立性につき懸念を有する。加えて、計画されている人権委員会が、条約の実施に関して明確な権限を付与されていない点につき懸念を有する。」

15 項 「児童の権利の保護及び促進における国内人権機構に関する一般コメント第2号（2002年）に照らし、委員会は、締約国が、

(a) 人権の保護及び促進のための国内機構の地位に関する原則（パリ原則、総会決議48/134、別添）に従い、予定されている人権委員会が独立かつ効果的な機関を確保するよう、人権擁護法案を再検証すること、

(b) 人権委員会が、条約の実施を監視し、児童からの申し立てに対して、児童の立場にたって、迅速な手法で対応し、また、条約に基づく児童の権利の侵害に対する救済方法を提供するための明確な権限を付与されるよう、確保すること、

(c) 都道府県における地方オンブズマンの設立を促進し、それらオンブズマンと人権委員会と調整するための制度を設立すること、

(d) 人権委員会と地方レベルのオンブズマンに適切な人材と財源を供給し、児童が利用しやすいものとするよう確保すること、

を勧告する。」

3 最近の事件としては志布志事件、富山氷見事件、北方事件などがある。その概要は次のとおりである。

(a) 志布志事件：鹿児島県議選で投票依頼のために現金を授受したとされる公職選挙法違反事件であるが、起訴された12人全員について、2007年2月23日、鹿児島地方裁判所は無罪を言い渡し、判決は確定した。事件そのものが存在しないにもかかわらず、「たたき割り」と称する強圧的取調べにより事件が作り上げられた。

(b) 富山氷見事件：女性暴行事件で富山県警に誤認逮捕され、実刑判決を受け服役後に無実と判明した事件。任意調べで否認したものの、強圧的な取調べで虚偽自白がなされた結果実刑判決が確定、服役後に真犯人が現れたことで無実が明らかになった。

(c) 北方事件：佐賀県において、女性3人を殺害したとして起訴され、検察により死刑を求刑された男性の無罪判決が確定した事件。無罪判決の中で、自白獲得を目的とした1日10時間に及ぶ違法な長時間の取調べが、17日間続いたことが指摘されている。

なお、古くは死刑再審事件も存在するが、その詳細は8のとおり。

4 ファイル交換ソフト「ウィニー」の暴露ウイルスによるものと思われる、愛媛県警の現職警部のパソコンから流出した資料の中に、「被疑者取調べ要領」と題する資料が含まれていたことが、2006年4月に判明した。これは、13項目にわたって、捜査官が取調べにあたっての心得を記載したものである。そこには、「調べ室に入ったら自供させるまで出るな」、「被疑者の言うことが正しいのでないかという疑問を持ったり、調べが行き詰まると逃げなくなるが、その時に調べ室から出たら負けである」、「否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ。（被疑者を弱らせる意味もある）」など、自白を得るためには長時間の取調べによって、否認している被疑者を「弱らせ」ることを推奨する記述がある。

日本政府は、2007年5月の拷問禁止委員会による政府報告書審査において、この資料が警察官の内部講習用の資料であることを認めた。

5 (1) 自由権規約人権委員会総括所見 (1998年)

22 項 「委員会は、起訴前勾留は、警察の管理下で 23 日間もの長期間にわたり継続し得ること、司法の管理下に迅速かつ効果的に置かれず、また、被疑者がこの 23 日の間、保釈される権利を与えられていないこと、取調べの時刻と時間を規律する規則がないこと、勾留されている被疑者に助言、支援する国選弁護人がないこと、刑事訴訟法第 39 条第 3 項に基づき弁護人の接見には厳しい制限があること、取調べは被疑者によって選任された弁護人の立会いなしで行われることにおいて、第 9 条、第 10 条及び第 14 条に規定する保障が完全に満たされていないことに深く懸念を有する。委員会は、日本の起訴前勾留制度が、規約第 9 条、第 10 条及び第 14 条の規定に従い、速やかに改革がされるべきことを、強く勧告する。」

23 項 「委員会は、代用監獄制度が、捜査を担当しない警察の部局の管理下にあるものの、分離された当局の管理下でないことに懸念を有する。これは、規約第 9 条及び第 14 条に基づく被拘禁者の権利について侵害の機会を増加させる可能性がある。委員会は、代用監獄制度が規約のすべての要請に合致されるべきとした日本の第 3 回報告の検討後に発せられたその勧告を再度表明する。」

(2) 拷問禁止委員会総括所見 (2007年)

代用監獄

15 項 「委員会は、被逮捕者が裁判所に引致された後ですら、起訴に至るまで、長期間勾留するために、代用監獄が広くかつ組織的に利用されていることに深刻な懸念を有する。これは、被拘禁者の勾留及び取調べに対する手続的保障が不十分であることとあいまって、被拘禁者の権利に対する侵害の危険性を高めるものであり、事実上、無罪推定の原則、黙秘権及び防御権を尊重しないこととなり得るものである。特に、委員会は以下の点について深刻な懸念を有する。

- a) 捜査期間中、起訴にいたるまで、とりわけ捜査の中でも取調べの局面において、拘置所に代えて警察の施設に拘禁されている者の数が異常に多いこと
- b) 捜査と拘禁の機能が不十分にしか分離されておらず、そのために捜査官は被拘禁者の護送業務に従事することがあり、終了後には、それらの被拘禁者の捜査を担当し得ること
- c) 警察留置場は長期間の勾留のための使用には適しておらず、警察で拘禁された者に対する適切かつ迅速な医療が欠如していること、
- d) 警察留置場における未決拘禁期間が、一件につき起訴までに 23 日間にも及ぶこと
- e) 裁判所による勾留状の発付率の異常な高さにみられるように、警察留置場における未決拘禁に対する裁判所による効果的な司法的コントロール及び審査が欠如していること
- f) 起訴前の保釈制度が存在しないこと
- g) 被疑罪名と関係なく、すべての被疑者に対する起訴前の国選弁護制度が存在せず、現状では重大事件に限られていること
- h) 未決拘禁中の被拘禁者の弁護人へのアクセスが制限され、とりわけ、検察官が被疑者と弁護人との接見について特定の日時を指定する恣意的権限をもち、取調べ中における弁護人の不在をもたらしていること
- i) 弁護人は、警察保有記録のうち、すべての関連資料に対するアクセスが制限されており、とりわけ、検察官が、起訴時点においていかなる証拠を開示すべきか決定する権限を有していること
- j) 警察留置場に収容された被拘禁者にとって利用可能な、独立かつ効果的な査察と不服申立ての仕組みが欠如していること
- k) 刑事施設では廃止されたのと対照的に、警察拘禁施設において、防声具が使用されていること

締約国は、未決拘禁が国際的な最低基準に合致するものとなるよう、速やかに効果的な措置をとるべきである。とりわけ、締約国は、未決拘禁期間中の警察留置場の使用を制限するべく、刑事被収容者処遇法を改正すべきである。優先事項として、締約国は、

- a) 留置担当官を捜査から排除し、また捜査担当官を被収容者の拘禁に関連する業務から排除し、捜査と拘禁（護送手続を含む）の機能の完全な分離を確実にするため、法律を改正し、
- b) 国際的な最低基準に適合するよう、被拘禁者を警察において拘禁できる最長期間を制限し、
- c) 警察拘禁中の適切な医療への速やかなアクセスを確実にすると同時に、法的援助が逮捕時点からすべての被拘禁者に利用可能なものとされ、弁護人が取調べに立ち会い、防御の準備のため起訴後は警察記録中のあらゆる関連資料にアクセスできることを確実にし、
- d) 都道府県警察が、2007年6月に設立される予定の留置施設視察委員会の委員には、弁護士会の推薦する弁護士を組織的に含めることを確実にするなどの手段により、警察拘禁に対する外部査察の独立性を保障し、
- e) 警察留置場の被留置者からの不服申立てを審査するため、公安委員会から独立した効果的不服申立制度を確立し、
- f) 公判前段階における拘禁の代替措置の採用について考慮し、
- g) 警察留置場における防声具の使用を廃止するべきである。」

取調べに関する規則と自白

16項 「委員会は、とりわけ、未決拘禁に対する効果的な司法的統制の欠如と、無罪判決に対して、有罪判決の数が非常に極端に多いことに照らし、刑事裁判における自白に基づいた有罪の数の多さに深刻な懸念を有する。委員会は、警察拘禁中の被拘禁者に対する適切な取調べの実施を裏付ける手段がないこと、とりわけ取調べ持続時間に対する厳格な制限がなく、すべての取調べにおいて弁護人の立会いが必要とされていないことに懸念を有する。加えて、委員会は、国内法のもとで、条約第15条に違反して、条約に適合しない取調べの結果なされた任意性のある自白が裁判所において許容されうることに懸念を有する。

締約国は、警察拘禁ないし代用監獄における被拘禁者の取調べが、全取調べの電子的記録及びビデオ録画、取調べ中の弁護人へのアクセス及び弁護人の取調べ立会いといった方法により体系的に監視され、かつ、記録は刑事裁判において利用可能となることを確実にすべきである。加えて、締約国は、取調べ時間について、違反した場合の適切な制裁を含む厳格な規則を速やかに採用すべきである。締約国は、条約第15条に完全に合致するよう、刑事訴訟法を改正すべきである。締約国は、委員会に対し、強制、拷問もしくは脅迫、あるいは長期の抑留もしくは拘禁の後になされ、証拠として許容されなかった自白の数に関する情報を提供すべきである。」

6 和歌山東署留置場で2004年4月に大声を上げないように口をふさぐ「防声具」を付けられた男性被疑者が窒息で死亡した。この被疑者は大声を出したとされ、防声具を二重に付けた上、鎮静衣やナイロン製のベルト型手錠を装着された。そして額から下に布団をかぶせ、監視が十分できない状態となったのに放置され、窒息によって死亡したと考えられている。

この件で、業務上過失致死容疑で当時の同署当直責任者の警部（56）、留置場担当の警部補（54）と巡査部長（44）の3人が逮捕されることなく書類送検され、50万円の罰金刑を科されている。また監督責任を問われ、和歌山東署長が戒告、同署副署長ら3人が本部長訓戒の処分を受けた。被害者の家族は真相の究明と損害賠償責任を求めて、国家賠償訴訟を提起して、事件は係争中である。この事件は独立の調査機関の必要性を強く示唆している。

7(1) 自由権規約人権委員会総括所見（1998年）

20項 「委員会は、死刑を科すことのできる犯罪の数が、日本の第3回報告の検討の際に代表団から述べられたように削減されていないことについて厳に懸念を有する。委員会は、規約の文言が死刑の廃止を指向するものであり、死刑を廃止していない締約国は最も重大な犯罪

についてのみそれを適用しなければならないということを、再度想起する。委員会は、日本が死刑の廃止に向けた措置を講ずること、及び、それまでの間その刑罰は、規約第6条2に従い、最も重大な犯罪に限定されるべきことを勧告する。」

21項 「委員会は、死刑確定者の拘禁状態について、引き続き深刻な懸念を有する。特に、委員会は、面会及び通信の不当な制限並びに死刑確定者の家族及び弁護士に執行の通知を行わないことは、規約に適合しないと認める。委員会は、死刑確定者の拘禁状態が、規約第7条、第10条1に従い、人道的なものとされることを勧告する。」

(2) 拷問禁止委員会総括所見(2007年)

死刑

19項 「最近の立法が死刑確定者の面会及び通信の権利を拡大したことに注目しつつも、委員会は、死刑を言い渡された人々に関する国内法における多くの条項が、拷問あるいは虐待に相当し得るものであることに深い懸念を有する。とりわけ、

- a) 確定判決の言渡し後、独居拘禁が原則とされ、死刑確定後の長さをみれば、いくつかの事例では30年を超えていること、
- b) 死刑確定者とその家族のプライバシー尊重のためと主張されている、不必要な秘密主義と処刑の時期に関する恣意性。とりわけ委員会は、死刑確定者が自らの死刑執行が予定されている時刻のわずか数時間前に執行の告知を受けるため、死刑確定者とその家族が、常に処刑の日にちが不明であることによる精神的緊張を強いられることを遺憾とする。

締約国は、死刑確定者の拘禁状態が国際的な最低基準に合致するものとなるよう、改善のためのあらゆる必要な手段をとるべきである。

20項 「委員会は、死刑確定者の法的保障措置の享受に対して課された制限、とりわけ以下の点に関して深刻な懸念を有する。

- a) 再審請求中であっても、弁護士と秘密接見をすることが不可能である点を含めて、弁護士との秘密交通に関して死刑確定者に課せられた制限、秘密交通の代替手段の欠如、及び確定判決後の国選弁護士へのアクセスの欠如
- b) 死刑事件における必要的上訴制度の欠如
- c) 再審手続ないし恩赦の申請が刑の執行停止事由ではないという事実
- d) 精神障がいの可能性のある死刑確定者を識別するための審査の仕組みが存在しないこと
- e) 過去30年間に於いて死刑が減刑された事例が存在しないという事実

締約国は、死刑の執行をすみやかに停止し、かつ、死刑を減刑するための措置を考慮すべきであり、恩赦措置の可能性を含む手続的な改革を行うべきである。すべての死刑事件において、上訴権は必要であるとされるべきである。さらに、締約国は、死刑の実施が遅延した場合には死刑を減刑し得ることを確実に法律で規定すべきである。締約国は、確実に、すべての死刑確定者が、条約に規定された保護を与えられるようにすべきである。」

8 1980年代に日本では相次いで4件の死刑再審事件の再審が開始され、再審の結果すべて無罪となった。いずれも最高裁判所で死刑が確定した事件であった。

- (a) 免田事件(免田栄氏)：1983年7月15日 再審無罪判決
- (b) 財田川事件(谷口繁義氏)：1984年3月12日 再審無罪判決
- (c) 松山事件(斎藤幸夫氏)：1984年7月11日 再審無罪判決
- (d) 島田事件(赤堀政夫氏)：1989年1月31日 再審無罪判決

9 1993年には重い統合失調症が疑われる者が死刑執行された。2006年12月25日に執行された4名のうち2名は、77歳と75歳であった。このうち75歳の者は、日常生活に車椅子が必要な者であった。

10 死刑確定者に対する拘禁期間は長くなる傾向があり、ほとんどのケースが判決確定後5年以上拘禁されており、30年を超えている例がいくつかある。

11 2005年1月26日最高裁判所大法廷判決平成10年(行ツ)第93号

「地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの(以下「公権力行使等地方公務員」という。)については、次のように解するのが相当である。すなわち、公権力行使等地方公務員の職務の遂行は、住民の権利義務や法的地位の内容を定め、あるいはこれらに事実上大きな影響を及ぼすなど、住民の生活に直接間接に重大なかわりを有するものである。それゆえ、民主主義の原理に基づき、国及び普通地方公共団体による統治の在り方については日本国の統治者としての国民が最終的な責任を負うべきものであること(憲法1条、15条1項参照)に照らし、原則として日本の国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されているとみるべきであり、我が国以外の国家に帰属し、その国家との間でその国民としての権利義務を有する外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではないものというべきである。

そして、普通地方公共団体が、公務員制度を構築するに当たって、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築して人事の適正な運用を図ることも、その判断により行うことができるものというべきである。そうすると、普通地方公共団体が上記のような管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり、上記の措置は、労働基準法3条にも、憲法14条1項にも違反するものではないと解するのが相当である。そして、この理は、前記の特別永住者についても異なるものではない。」として特別永住者である在日韓国人に東京都の管理職任用試験を受験させなかったことを是認した。

12 1997年、北海道旧土人保護法が廃止されたことにより、同法により官が管理していたアイヌ人の土地漁場などの共有財産について、管理開始当時の価額で僅か金147万円が返還されたことについて、返還処分の無効が裁判で争われたが、2006年3月24日最高裁で原告敗訴が確定した。

13(1) 自由権規約委員会総括所見(1998年)

14項 「委員会は、土地への権利の不認定と同様に言語及び高等教育に関するアイヌ先住民マイノリティの人々に対する差別について懸念を有する。」

(2) 人種差別撤廃委員会総括所見(2001年)

17項 「委員会は、締約国が先住民であるアイヌの権利をより一層促進するための措置をとるよう勧告する。この点に関し、委員会は、特に、土地に係わる権利の認知及び保護並びに土地の滅失に対する賠償及び補償を呼びかけている先住民の権利に関する一般的勧告23(第51会期)に締約国の注意を喚起する。」

(3) 社会権規約委員会総括所見(2001年)

40項 「特に雇用、住宅、教育の分野において、部落民、沖縄人、アイヌ民族など日本社会

の少数グループに対する法律上および事実上の差別を禁止するために必要な措置を引き続きとっていくよう日本政府に勧告する。」

(4) 子どもの権利委員会総括所見(2004年)

25 項 「とくに…アイヌその他のマイノリティ…の子どもに関して社会的差別と闘いかつ基本的サービスへのアクセスを確保するため、締約国が、とりわけ教育および意識啓発キャンペーンを通じて、あらゆる必要な積極的措置をとるよう勧告する。」

49 項 「委員会は、…マイノリティの子どもたちにとって、自己の言語で教育を受ける機会がきわめて限られていること…について懸念する。」

50 項 「委員会は、締約国が、…マイノリティ・グループの子どもが自己の文化を享受し、自己の宗教を表明しまたは実践し、かつ自己の言語を使用する機会を拡大すること…を勧告する。」

14 最高裁判所は、以下のように「特段の事情」がある場合のみ、日本国籍の取得を認める。

1997年10月17日最高裁第二小法廷判決平成8年(行ツ)第60号は、日本人男と婚姻した韓国女が夫と別居中、平成4年9月出産した子について、母の離婚後同年12月母の夫との間の親子関係不存在確認の調停が申し立てられ、平成5年6月2日右不存在確認の審判が確定し、同月14日、日本人たる実父から認知届がなされた場合、戸籍の記載上嫡出の推定がされなければ日本人父により胎児認知がされたであろうと認めるべき特段の事情があるときは、胎児認知がされた場合に準じて、国籍法2条1号の適用を認め、生来的に日本国籍を取得すると解すべきであるとし、右の特段の事情のあることを認定した上、右日本人父により認知された子は国籍法2条1号により日本国籍を取得したものと認めたとが、「右の特段の事情があるというためには、母の夫と子との間の親子関係の不存在を確定するための法的手続が子の出生後遅滞なく執られた上、右不存在が確定されて認知の届出を適法にすることができるようになった後速やかに認知の届出がされることを要すると解すべきである。」とした。

2003年6月12日最高裁第一小法廷判決平成13年(行ツ)第39号は、韓国人である母が日本人である夫と離婚した翌日に、別の日本人男性を父とする子を出産し、子の出生から8か月余り後に元夫と子との間の親子関係不存在確認を求める訴えが提起され、親子関係不存在を確認する判決確定の4日後に父が子を認知したという事案において、母は帝王切開による出産後も自宅療養を続けていたものであり、また、母の側から元夫に連絡をとることはできない状態になっていたという本件事実関係の下では、戸籍の記載上嫡出の推定がされなければ父により胎児認知がされたであろうと認めるべき特段の事情があるとして、子について国籍法2条1号による日本国籍取得を認めた。

15(1) 自由権規約委員会総括所見(1998年)

12項 「委員会は、特に国籍、戸籍及び相続権に関し、婚外子に対する差別について引き続き懸念を有する。委員会は、規約第26条に従い、すべての児童は平等の保護を与えられるという立場を再確認し、締約国が民法第900条第4項を含む、法律の改正のために必要な措置をとることを勧告する。」

(2) 社会権規約委員会総括所見(2001年)

14項 「委員会は、また、婚外子に対する法的、社会的及び制度的差別が存続していること

について、特に相続及び国籍に関する権利が制限されていることに関し、懸念を有する。」

(3) 子どもの権利委員会総括所見(2004年)

31項 「委員会は、日本人の父と外国人の母の間に生まれた児童は、父親が出産前にその児童を認知しない限り日本の市民権を取得できず、それがしばしば、児童の無国籍化につながったことについて懸念する。」

16(1) 自由権規約委員会総括所見(1998年)

12項 「委員会は、特に国籍、戸籍及び相続権に関し、婚外子に対する差別について引き続き懸念を有する。委員会は、規約第26条に従い、すべての児童は平等の保護を与えられるという立場を再確認し、締約国が民法第900条第4項を含む、法律の改正のために必要な措置をとることを勧告する。」

(2) 女性差別撤廃委員会総括所見(2003年)

371項 「委員会は、また、戸籍、相続権に関する法や行政措置における嫡出でない子に対する差別及びその結果としての女性への重大な影響に懸念を有する。」

(3) 子どもの権利委員会総括所見(2004年)

24項 「委員会は、法制度が婚外子を差別していること・・・について懸念する。」

25項 「委員会は、締約国が、婚外子に対するあらゆる差別、特に相続や市民権、出生登録における差別や『非嫡出』なる差別的用語を法律及び規制から撤廃するために法律を改正するよう勧告する。」

17 1995年7月5日最高裁大法廷決定平成3年(ク)第143号は「民法900条4号ただし書前段の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方で被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の2分の1の法定相続分を認めることにより非嫡出子を保護しようとしたものであり、現行民法は法律婚主義を採用しているのであるから、右のような立法理由にも合理的な根拠があり、本件規定が非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1としたことが右立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということとはできないのであって、本件規定は合理的理由のない差別とはいえず、憲法14条1項に反するものとはいえない。」としたが、15名中5名の裁判官の反対意見がある。2003年3月28日最高裁判所第2小法廷決定平成14年(オ)第1630号、同月31日最高裁判所第1小法廷決定平成14年(オ)第1963号、2004年10月14日最高裁判所第1小法廷決定平成16年(オ)第992号の各小法廷決定では、いずれも5名中2名の裁判官が反対意見を述べている。

18 ジェンダーエンパワーメント指数(GEM)に関する日本の順位は2006年現在、75ヶ国中42位である。

19 間接差別は以下の点に限定されている。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則第2条

- 一 労働者の募集又は採用に関する措置であつて、労働者の身長、体重又は体力に関する事由を要件とするもの
- 二 労働者の募集又は採用に関する措置（事業主が、その雇用する労働者について、労働者の職種、資格等に基づき複数のコースを設定し、コースごとに異なる雇用管理を行う場合において、当該複数のコースのうち当該事業主の事業の運営の基幹となる事項に関する企画立案、営業、研究開発等を行う労働者が属するコースについて行うものに限る。）であつて、労働者の住居の移転を伴う配置転換に応じることができることを要件とするもの
- 三 労働者の昇進に関する措置であつて、労働者が勤務する事業場と異なる事業場に配置転換された経験があることを要件とするもの

20(1) 自由権規約委員会総括所見（1998年）

16項 「委員会は、婚姻の解消または取消しの日か6ヶ月以内の女性の再婚の禁止及び男性と女性の婚姻年齢の相違のように、女性に対する締約国の差別的な法律が国内法秩序に依然として残存していることに懸念を表明する」「委員会は女性に対する差別を規定する全ての法律の条項は規約第2条、第3条及び第26条に適合せず、廃止されるべきことを想起する。」

(2) 女性差別撤廃委員会総括所見（2003年）

371項 「委員会は、民法が、婚姻最低年齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、夫婦の氏を選択などに関する、差別的な規定を依然として含んでいることに懸念を表明する。委員会は、また、戸籍、相続権に関する法や行政措置における嫡出でない子に対する差別及びその結果としての女性への重大な影響に懸念を有する。」

372項 「委員会は、民法に依然として存在する差別的な法規定を廃止し、法や行政上の措置を条約に沿ったものとするを要請する。」

21 平成19年版男女共同参画白書は、「配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である場合の検挙件数の推移を罪種別にみると、暴行、傷害はそれぞれ平成12年以降、増加し、16年に傷害が前年比で減少したが、18年においては、暴行が671件で前年よりも312件（86.9%）の増加、傷害も1,294件で30件（2.4%）の増加となっている」と報告している。

22(1) 女性に対する暴力に関する特別報告者の報告書（1996年）における勧告（E/CN.4/1996/53/Add.1）

(2) 社会権規約委員会総括所見（2002年）

26項 「委員会は、主として民間の財源から資金が調達されている、アジア女性基金により『従軍慰安婦』へ提供された補償が、当該慰安婦によって受け入れられる措置とはみなされてきていないことに懸念を表明する。」

53項 「委員会は、遅きに失する前に、『慰安婦』の期待に沿うような方法で犠牲者に対して補償を行うための手段に関し、締約国が『慰安婦』を代表する組織と協議し、適切な調整方法を見出すことを強く勧告する。」

(3) 女性差別撤廃委員会総括所見（2003年）

361項 「いわゆる『従軍慰安婦』の問題に関しては、第2回・3回の審議以前、以後にとられた措置について、締約国が提供した包括的な情報を評価しつつ、委員会はこの問題についての懸念が継続していることに留意する。」

362項 「委員会は、締約国がいわゆる『従軍慰安婦』問題を最終的に解決するための方策を見出す努力を行うことを勧告する。」

23 差別の実態としては、学校（分離隔離教育など）、職場（障がい理由とした嫌がらせ、賃金格差など）、建物（出入り口がスロープになっていない、通路幅、車椅子のためのエレベーター設置がないなど）、移動（列車に車椅子トイレが設置されていない、駅のホームに上がるための車椅子用エレベーターが設置されていないなど）、サービスの利用（障がいがあるため手続が理解できないなど）などの個別の場面で差別が行われている。さらに、入所施設の職員による暴行や暴言など虐待行為も報道され、刑事処罰を受けている。これらの差別や虐待に対して、簡易・迅速に差別を解消し救済する手続きが用意されていない。

24 障害者基本法第3条3項

「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」

25 社会権規約委員会総括所見（2001年）

251項 「委員会は、障がいがある人に対して、特に労働及び社会保障の権利に関連して、法律上及び慣習上の差別が依然として存在することについて懸念をもって留意する。」

521項 「委員会は、締約国が法令における差別的な規定を廃止し、障がいがある人に関連するあらゆる種類の差別を禁止する法律を制定することを勧告する。さらに、委員会は、締約国が、公的部門における障がいがある人の法定雇用率の実施における進展を継続し、かつ早めることを要求する。」

別添

人種差別撤廃委員会の日本政府報告審査に関する 最終見解に対する日本政府の意見の提出

「1. パラ7の人口の民族的構成比について、韓国・朝鮮マイノリティ、部落民及び沖縄のコミュニティを含む本条約の適用範囲の全てのマイノリティの経済的及び社会的指標に関する情報を提供すべし、との勧告に関し、

(1) まず、アイヌの経済的社会的指標については、第1回・第2回報告と同様に次回も報告する。また、在日韓国・朝鮮人の経済的社会的指標についてどのような情報の提供が可能か、検討したい。

(2) 他方、本条約の適用範囲については、次の通り考えている。

(イ) そもそも本条約の適用対象となる「人種差別」とは、本条約第1条1において、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別・・・」と規定している。このことから、本条約は、社会通念上、生物学的諸特徴を共有するとされている人々の集団、及び社会通念上、文化的諸特徴を共有するとされている人々の集団並びにこれらの集団に属する個人につき、これらの諸特徴を有していることに基づく差別を対象とするものであると解される。沖縄県に居住する人あるいは沖縄県の出身者は日本民族であり、一般に、他県出身者と同様、社会通念上、生物学的又は文化的諸特徴を共有している人々の集団であると考えられておらず、したがって、本条約の対象とはならないものと考えている。

(ロ) 更に、本条約第1条1に規定する"descent"については、本条約の審議経緯において、"national origin(民族的出身)"という語が「国籍」という法的地位に基づく概念も含み得るかのような誤解を招くとの問題があり、その問題を解決するため、"national origin"に代わる語として"place of origin"とともに提案されたものである。しかし、その後、文言の整理が十分になされず、そのまま本規定中に残ったものであると承知している。

このような審議経緯を踏まえれば、本条約の適用上、"descent"とは、過去の世代における人種若しくは皮膚の色又は過去の世代における民族的若しくは種族的出身に着目した概念を表すものであり、社会的出身に着目した概念を表すものとは解されない。

他方、同和問題については、日本政府としては、同和対策審議会答申(1965年8月11日)の通り、「同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である」と考えている。

(3) なお、我が国の国勢調査は、国内に居住するすべての人に申告義務を課して行う統計調査であることから、調査事項は、記入者負担等を考慮しつつ、国の基本的政策遂行上、必要最小限に限定して実施している。

2. パラ7の「沖縄の住民は、特定の民族的集団として認識されることを求めており、また、現在の島の状況が沖縄の住民に対する差別的行為につながっていると主張している。」について、

- (1) 沖縄の住民が日本民族とは別の民族であると主張する人々がいることは承知しているが、それが沖縄の人々の多数意志を代表したものであるとは承知していない。また、上記 1.(2)(イ)のとおり、沖縄県に居住する人あるいは沖縄県の出身者は日本民族であり、社会通念上、日本民族と異なる生物学的または文化的諸特徴を共有している人々であるとは考えられていない。
- (2) なお、委員会が指摘する「現在の島の状況が沖縄の住民に対する差別的行為につながっている」ということが具体的に何を意味しているのか必ずしも明確ではないが、沖縄の米軍施設・区域については、在日米軍施設・区域の 75%が集中することによる沖縄県民への負担の軽減のため、日本政府は米国政府とも協力しつつ、米軍施設・区域の整理・統合・縮小を図った SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施に全力で取り組んでいるところである。
- (3) また、米兵による事件・事故の防止については、日本政府としては、これまでも閣僚レベルを含め、累次の機会に米側に綱紀粛正と再発防止を申し入れてきており、今後とも事件・事故の未然防止に努めるよう米側に働きかけていく所存である。これに関連して、2000 年秋より、米軍、国、地方自治体、地元警察、商工会議所等関係者により構成されるワーキング・チームにおいて、特に飲酒に絡む事件・事故の再発防止のためにとりうる具体策につき検討・決定するという協力体制が実施されている。

3. パラ 8 について

- (1) パラ 8 の本条約第 1 条の 1 にいう "descent" の意味については、日本政府としては上記 1.(2)(ロ)のように理解しており、したがって委員会の "descent" の解釈を共有するものではない。
- (2) いずれにせよ、本条約の前文に謳われた精神を踏まえれば、同和問題のような差別も含めいかなる差別も行われることがあってはならないことは当然のことと考えており、同和関係者については、日本国憲法の規定により、日本国民として法の下に平等であることが保障されているとともに、日本国民としての権利をすべて等しく保障されていることから、市民的、政治的、経済的及び文化的権利における法制度上の差別は一切存在しない。
- (3) また、政府としては、同和地区の経済的低位性や生活環境等の改善を通じて同和問題の解決を図ることを目的として、同和对策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の 3 つの特別措置法を制定し、30 年余にわたって各種の諸施策を積極的に推進してきた。

これまでの国、地方公共団体の長年にわたる同和問題の解決に向けた取り組みにより、同和地区の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大きく改善され、また、差別意識の解消に向けた教育・啓発も様々な工夫の下に推進され、国民の間の差別意識も確実に解消されてきているものとする。

4. 「最終見解」パラ9について

(1) 裁判所における個別具体的事件に関する条約の規定の適用の在り方については、政府としてコメントすべき立場にはないが、一般論として考えた場合に、(a)裁判所が判決においていかなる法規を適用するかについては、当事者が主張した事実や提出した証拠に基づいて裁判所が認定する事実を前提とするという制約があること、(b)条約の規定の趣旨がすでに国内法の規定に反映されていることなどから、条約の規定そのものを適用しなくても判決の結論に影響しない場合も少なくないこと、などの点にかんがみれば、裁判例の中に本条約の規定に言及している事案が少ないからといって、直ちに裁判所が本条約の適用に消極的であるとの結論にはならないと考えられる。

(2) 国内法における本条約及びその規定の地位については、我が国の憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、我が国が締結し、公布された条約等は国内法としての効力を持つ。我が国の憲法には、我が国が締結した条約と法律との関係についての明文の規定はないが、一般的に条約が法律に優位するものと考えられている。

ただし、本条約の実体規定(第2条～第7条)が、「締約国は、....約束する。」等と規定していることから明らかなとおり、そもそも直接個人の権利義務を創設するものではなく、締約国に対して人種差別の撤廃の義務を課しているものと考えられる。我が国は、第1回・第2回政府報告で報告したとおり、本条約が締約国に課している義務を誠実に履行している。

5. 「最終見解」パラ10について

(1) 第4条及び第5条に関して、まず、第4条の(a)及び(b)については、処罰立法することを義務づけているが、以下6.で述べるように、わが国は憲法と抵触しない限度において第4条の義務を履行する旨留保を付している。第4条(c)については、締約国がとるべき具体的な措置について何ら規定されていないことから、各締約国の合理的な裁量に委ねられているものと解される。また、第5条においてはその柱書に「条約第2条に定める基本的義務に従い...」とあり、第2条の定める義務の範囲を超えるものではないと解されるが、一方、第2条1では、すべての適当な方法によりと規定されていることから明らかなように、立法措置は、状況により必要とされ、かつ立法することが適当と締約国が判断した場合に講じることが求められていると解される。我が国の現状が、既存の法制度では差別行為を効果的に抑制することができず、かつ、立法以外の措置によってもそれを行うことができないほど明白な人種差別行為が行われている状況にあるとは認識しておらず、人種差別禁止法等の立法措置が必要であるとは考えていない。

(2) なお、人種差別思想の流布や表現に関しては、それが特定の個人や団体の名誉や信用を害する内容を有すれば、刑法の名誉毀損罪、侮辱罪又は信用毀損・業務妨害罪で処罰可能であるほか、特定の個人に対する脅迫的内容を有すれば、刑法の脅迫罪等により処罰可能である。また、人種差別的な思想を動機、背景とする暴力行為については、刑法の傷害罪、暴行罪等により、処罰可能となっている。

(3) また、私人による差別について、不法行為が成立する場合には、そのような行為を行った者に損害賠償責任が発生するほか（民法 709 条等）、公序良俗違反の法律行為である場合には、民法 90 条により無効とされる。

(4) 法務省に設置された人権擁護推進審議会においては、1999 年 9 月から「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について本格的な調査審議が行われ、2001 年 5 月に人権救済制度の在り方についての答申がなされた。

答申では、政府からの独立性を有する人権委員会（仮称）を中心とする新たな人権救済制度を創設、整備し、同委員会は、一定の人権侵害に関して、より実効性の高い調査手続と救済手法を整備した積極的救済を図るべきであるとしており、その積極的救済を図るべき人権侵害について、人種差別撤廃条約の趣旨も踏まえ、人種・皮膚の色・民族的又は種族的出身等を理由とする社会生活における差別的取扱いや人種等にかかわる嫌がらせを含む形で、その範囲を明確にする必要があると提言している。

政府としては、同審議会の答申を最大限尊重し、提言された新たな人権救済制度の確立に向けて、全力を尽くしていく考えである。

6. パラ 11 の第 4 条(a)及び(b)の留保に対する委員会の懸念表明について

人種差別撤廃委員会の一般的勧告 7 及同 15 については我が方も十分承知しているところであるが、第 4 条の定める概念は、様々な場面における様々な態様の行為を含む非常に広いものが含まれる可能性があり、それらのすべてにつき現行法制を越える刑罰法規をもって規制することは、その制約の必要性、合理性が厳しく要求される表現の自由や、処罰範囲の具体性、明確性が要請される罪刑法定主義といった憲法の規定する保障と抵触する恐れがあると考えたことから、我が国としては、第 4 条(a)及び(b)について留保を付することとしたものである。

また、右留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていない。

7. パラ 12 の、人種差別の処罰化及び人種差別的行為からの効果的な保護と救済を確保すべきとの勧告について

上記 6. のとおり、我が国は、憲法の保障する表現の自由等の重要性にかんがみ、本条約の締結に際し、右保障と抵触しない限度で第 4 条 (a) 及び (b) の義務を履行する旨の留保を行っているが、かかる範囲での処罰立法義務については、上記 5. のとおり、名誉毀損等既存の刑罰法規で十分に担保されており、また民事上の手続により損害賠償請求が可能であるなど、上記留保の下、本条約上の義務の履行を確保する国内法は整っている。

この他、法務省の人権擁護機関においては、人権尊重の普及高揚を図る立場から、人種差別の問題も含めあらゆる差別の問題について積極的に啓発活動を行い、また、人権相談所を設けて差別を受けた方からの相談に応じているほか、具体的に基本的人権の侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として速やかに調査し、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な処置を講じるよう努めているところである。

法務省に設置された人権擁護推進審議会においては、人種差別についても、人種差別撤廃条約の趣旨も踏まえて、救済施策が検討され、2001年5月に出された人権救済制度の在り方についての答申においては、政府からの独立性を有する人権委員会（仮称）を中心とする新たな人権救済制度を創設、整備し、同委員会は、人種・皮膚の色・民族的又は種族的出身等を理由とする社会生活における差別的取扱いを含む一定の人権侵害に関して、より実効性の高い調査手続と救済手法を整備した積極的救済を図るべきであると提言している。

政府としては、同審議会の答申を最大限尊重し、人種等を理由とする差別的取扱い等による被害者についても実効的な救済を図ることができるよう、提言された新たな人権救済制度の確立に向けて、全力を尽くしていく考えである。

8. パラ 13 の「委員会は、高官による差別的発言及び、特に本条約第 4 条(c)に違反する結果として当局がとる行政的又は法的措置の欠如や、またそのような行為が人種差別を助長し扇動する意図を有している場合にのみ処罰可能であるとする解釈に、懸念をもって留意する。」に関し、

(1) 第 4 条柱書は、締約国が非難すべき対象を、ある人種の優越性等の思想若しくは理論に基づく宣伝等又は人種的憎悪及び人種差別を正当化し若しくは助長することを企てる宣伝等に限定していることから明らかなように、同条は、人種差別の助長等の意図を有する行為を対象として締約国に一定の措置を講ずる義務を課しており、そのような意図を有していない行為は、同条の対象とはならないと考えている。

(2) かかる解釈をとっている国は我が国のみではなく、例えば英国の 1986 年の公共秩序法第 18 条第 5 項には、「人種的憎悪を扇動する意志があったことが証明されなかった者は、その言葉、行動、筆記物が脅迫的、虐待的、侮辱的であるとの意識がなくかつそれに気づかなかつた場合には、本条の下での犯罪として有罪にはならない。」と規定している。

(3) また、「人種主義とメディア」に関する共同声明（意見と表現の自由に関する国連特別報告者、メディアの自由に関する OSCE（欧州安保協力機構）代表及び表現の自由に関する OAS（米州機構）特別報告者による共同声明）の中でも、差別的な発言に関する法律は、「何人も、差別、敵意ないし暴力を扇動する意図をもって行ったことが証明されなければ、差別的発言（hate speech）のために罰すべきではない。」とされている。

9. パラ 13 の「公務員、法執行官、及び行政官に対し適切な訓練を施すよう要求する。」について、

従来より国家公務員に対して各種研修においても人権に関する科目をカリキュラムに積極的に取り入れ、その中で人権諸条約及び人権尊重を謳っている我が国憲法の理念を徹底して教育している。

警察官については、新たに採用された警察官や昇任した警察官に対して各級警察学校で行う研修において、人権の基本法である憲法又は職務倫理、社会等の授業の中で、人権の尊重や人権関係諸条約等人権の擁護に関する授業を行っている。

また、警察業務が人権に深く関わりを持つ職務であることから、職場における研修

等あらゆる機会をとらえ、人権関係諸条約及び憲法の趣旨を踏まえ、人権に配慮した職務執行が行われるよう教育を行っている。

裁判官についても、検察官及び弁護士とともに、司法研修所において修習を受けた後、法曹資格を取得するが、修習中の講義において、国際人権規約や外国人の人権に関する諸問題が取り上げられている。また、裁判官に任官した後も、司法研修所での各種研究会において、国際人権規約等人権問題に関するカリキュラムが設けられている。

このように我が国では、公務員や法執行官及び行政官に対し、人種差別撤廃を含む人権教育を行っており、今後とも更に右教育の充実に努めていく所存である。

10. パラ 14 の「委員会は、韓国・朝鮮人、主に児童、学生を対象とした暴力行為に係る報告及びこの点に関する当局の不十分な対応に対し懸念を有するものであり、政府に対し、当該行為を防止し、これに対処するためのより毅然たる措置をとることを勧告する。」に関し、

(1) 我が国においては、こうした暴力行為については、刑法に定める殺人罪、傷害罪、暴行罪、暴力行為等処罰に関する法律違反等により、処罰の対象とされており、人種差別的動機に基づく暴力行為については、法と証拠に基づき厳正に処分を行うよう努めている。

(2) 警察では、過去この種の事案については、被害が予想される場所における警戒強化、登下校の時間帯における警戒強化、関係機関との連携及び学校側との協力などにより、新たな事案の未然防止を図っている。

また、刑事訴訟法第 189 条第 2 項において、司法警察職員は、犯罪があると思料するときは捜査するものとするのが規定されており、日本国憲法第 14 条第 1 項に定める法の下での平等を遵守して、当該事件の被害者が日本人であると外国人であることを問わず、事件解決のため、積極的に捜査を行ってきているところであり、最終見解における「不十分な対応」との指摘は当たらない。

(3) また、法務省の人権擁護機関は、この種の事案に対し、速やかに情報を収集するとともに、在日韓国・朝鮮人児童・生徒が多数利用する通学路、利用交通機関等において、差別の防止を呼びかける街頭啓発、啓発冊子等の配布及び啓発ポスターの掲示等を行うなど、かかる事態を防止するための積極的な啓発活動を行っている。今後とも、人権侵犯の疑いのある事案については、積極的に調査を行って事案に応じた適切な措置を講じるとともに、関係者に対して人権尊重思想を啓発することとしている。

11. パラ 15 について

(1) 外国籍の児童が日本の教育を受けることを選択しなかった場合、日本の学校教育を受けた児童と、その後の教育及び訓練、雇用において何らかの差異が生じる可能性があることは否定できない。

(2) そうした差異が、条約第 5 条(e)の経済的、社会的及び文化的権利の侵害につながるものであってはならないことは当然であり、我が国の制度において、右権利は、人種、皮膚の色または民族的若しくは種族的出身による差別なく保障されて

いる。

12. パラ 16 の「在日韓国・朝鮮人学生が高等教育へのアクセスについて不平等な取扱いを受けていることに懸念を有している。」について、

- (1) 我が国では、1999 年 9 月に規程を改正し、韓国・朝鮮人学校等の外国人学校等の卒業生について、大学入学資格検定の受検による大学入学資格の取得を可能としたところである。また、1979 年以降、インターナショナル・スクール等の卒業生が、スイスの非営利教育団体が実施する国際バカロレア資格を取得した場合にも、大学入学資格が認められている。
- (2) 公教育のスタンダードを満たさない外国人学校の卒業生について、上記(1)のように個々人が学力面で一定の要件を満たすことにより大学入学資格を取得できるとの取扱いは、世界各国においても同様であると理解しており、不平等な取扱いとの指摘は適当ではない。
- (3) なお、主として韓国・朝鮮人学生が在籍する学校でも、一定の公教育のスタンダードを満たせば、正規の学校として認可を受けることが可能であって、現に認可を受けている学校の卒業生には当然に大学入学資格が認められており、当該学校がこのような認可を受けるか否かは、その選択に任されている。

(参考)

諸外国における外国人学校の位置づけや大学入学資格の扱い等について、米、加、英、仏、独、スイス、伊、豪、印、シンガポール、タイ、韓国、中国等 23 カ国・地域を対象に調査を実施した(1999 年 7 月公表)。その結果、外国人学校卒業生の高等教育機関への進学について、各大学の判断に任せている国等も一部にあるが、制度上外国人学校の卒業のみにより所在国の大学入学資格を認めている国はないに等しく、当該校の卒業に加え、国際バカロレア資格等の一定の資格あるいは所在国の全国統一試験の成績等を要件として所在国の大学入学資格を取得できる場合が多い。

13. パラ 16 の「日本の公の学校においてマイノリティの言語による教育が確保されるべきと勧告する。」について、

- (1) 勧告に言う「マイノリティ言語による教育」が具体的にどのような教育を指すのか明確ではない。本条約の各締約国にはそれぞれ言語的マイノリティが存在すると思われるが、日本国政府としては、多くの国において、マイノリティ言語のみを用いた公教育が行われているとは承知していない。したがって、日本においてマイノリティ言語によってすべての公教育が行われているわけではないということをもって、日本の公教育が人種差別的であるとするのは適当ではないと思われる。
- (2) 第 2 に、本条約において定められた教育についての権利が人種、皮膚の色、民族的または種族的出身について区別なく保障されることを確保するという点に関しては、マイノリティ言語を使用する子どもに対して、希望する場合には公立の小・中学校に受け入れ、日本人と同一の教育を受ける機会を提供しており、その

際、子どもたちが円滑に日本の教育を受けられるようにするとの観点から、日本語指導、教師による支援、更には彼らの母語（マイノリティ言語）を話せる者による支援等、マイノリティ言語を使用する子どもたちに最大限の配慮をしている。例えば、日本語の不自由な韓国・朝鮮人の児童生徒に対して韓国・朝鮮語を話せる者と教師が協力して、日本語指導も含め円滑に教育が受けられるよう支援している。

(3) こうした取り組みにより、既に我が国では、本条約に定められた教育についての権利は確保されていると認識している。

14. パラ 17 の「委員会は締約国に対し、先住民としてのアイヌの権利を更に促進するための措置を講じることを勧告する」に関し、

(1) アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する基本方針（平成 9 年 9 月 18 日総理府告示第 25 号）に盛り込んでいるとおり、我が国としては、アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していたと考えられており、独自の伝統を有し、日本語とは異なる言語系統のアイヌ語や独自の風俗習慣をはじめとする固有の文化を発展させてきた民族であると認識している。

(2) しかしながら、「先住民」という言葉の定義については、国際的な定義がなく、上で述べたような意味においてアイヌが「先住民」であるかどうかについては、国際的な議論との関係において慎重に検討する必要があるものと考えている。

(3) いずれにせよ、政府としては、アイヌの人々の社会的、経済的な地位の向上を図るため北海道が実施しているウタリ福祉対策を円滑に推進するため、昭和 49 年 5 月に、北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議を設置し、関係行政機関相互間の連絡を図りつつ諸般の施策の充実に努めているところであり、また、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として制定された、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成 9 年 5 月 14 日法律第 52 号）に基づき、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進しているなど、アイヌの人々に関する様々な施策に取り組んでいるところである。

15. パラ 17 の「原住民及び種族民に関する ILO 第 169 号条約を批准すること及び（又は）これを指針として使用することを慫慂する。」に関し、

本条約については、ILO が本来取り上げるべき労働者保護以外の事項が多く含まれており、また我が国の法制度に整合しない規定が残されているという問題もあるため、ILO 総会での採択のための票決において我が国政府は棄権したところであり、直ちに批准するには問題が多いと考えている。

16. パラ 18 の「当局が引き続き申請者に氏名を変更するよう求めており、又、韓国・朝鮮人は差別をおそれ、そのようにせざるを得ないことに懸念を表明する。」について、

- (1) 在日韓国・朝鮮人に対する差別が存在するとの指摘のあることは承知しているが、政府としては学校教育や各種の啓発活動を通じて、差別のない社会を作るべく努力を続けてきており、徐々にではあるが改善してきていると考えている。
- (2) 他方、当局が帰化により日本国籍を取得しようとする者に氏名を変更するよう求めている事実はなく、申請者に対しては、帰化後の氏名は自由に定めることができる旨の周知を図っているところである。

17. パラ 20 の「委員会は、国家賠償法が本条約第 6 条に反し、相互主義に基づいてのみ救済を提供することに懸念を有する。」について、

- (1) 我が国の国家賠償法が相互主義を採用している（第 6 条）のは、国際社会における国家間の主権平等の原則を基礎とするものであり、この法理は、国際的にも認められた法理である。

また被害者である外国人の本国において、日本人に対して国家賠償が全く認められない場合に、我が国においてその外国人のために国家賠償が認められることとなると、日本国民が不当な差別を受ける結果にもなることから、現行の相互主義は、むしろ内外国人の実質的平等を図っているということもできると考えられる。

- (2) したがって、国籍に基づく差別は本条約の対象とはならないことから、国家賠償法第 6 条の相互主義の下で、我が国の国民に国家賠償を認めない国を本国とする外国人が国家賠償法の適用を受けない場合があり得るとしても、人種差別撤廃条約との関係で問題は生じないものと解している。

18. パラ 23 の「次回報告に、(i)1997 年の人権擁護施策推進法及び人権擁護推進審議会の任務及び権限に関する更なる情報を提供するよう求める。」について、

- (1) 人権擁護施策推進法は、人権の擁護に資するため、人権の尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する国の責務を定めるとともに、法務省に、これらの施策に関する基本的事項を調査審議するための人権擁護推進審議会を設置することを定めるものである。

- (2) 同審議会は第一回会議において、法務大臣、文部科学大臣及び総務大臣から、「人権尊重に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」(諮問第 1 号)、法務大臣から「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」(諮問第 2 号)について、それぞれ諮問を受けた。同審議会は、諮問第 1 号について、1999 年 7 月に答申し、諮問第 2 号については、2001 年 5 月に人権救済制度の在り方について答申した。同審議会では、今後、引き続き、人権擁護委員制度の在り方について調査審議を行う予定となっている。

- (3) 政府としては、同審議会の答申を最大限尊重して、提言された人権救済制度の確立に向けて全力を尽くしていく考えであり、次回の報告には講じた施策等につい

て情報を提供する予定である。

19. パラ 23 の「次回報告に、(iii)地域改善対策特定事業に係る国に財政上の特別措置に関する法律及び同法律が 2002 年に終了した後に、部落民に対する差別を撤廃するために考えられている戦略、の影響に関する更なる情報を提供するように求める。」について、

そもそも社会的出身に基づく差別は本条約の対象ではないが、更に、2002 年 3 月末に同和地区に限定した特別対策は終了し、2002 年 4 月以降、施策二ーズに対しては、他の地域と同様、所要の一般対策を講じることによって対応していくことになる。

20. パラ 24 の「本条約第 14 条に規定する宣言……の可能性につき検討するよう勧告する。」に関し、

(1) 同条約第 14 条が定める個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えているが、司法権の独立を侵す恐れがないかとの点も含め、我が国司法制度との関係で問題が生じる恐れがあるとの指摘があり、これらの点について、真剣かつ慎重に検討しているところである。従って、宣言をするか否かについては、こうした点も踏まえ、慎重に判断したいと考えている。

(2) なお、司法制度との関係での問題に関しては、我が国の裁判は三審制度を採用して慎重な審理が行われている上、裁判確定後においても再審制度が設けられており、通常の裁判手続きにおける不服申立制度の他、非常救済手続きも完備され十分に機能しているところ、このような国内救済手続きの体系を混乱させる恐れもないわけではないと考えられる。

21. パラ 25 の「本条約第 8 条 6 の改正を批准するよう勧告する。」に関し、

我が国は、条約上の義務は締約国のみを拘束するのが原則であり、従って条約の費用は締約国が負担すべきであり、未締約国を含む国々からの分担金を主たる財源とする国連通常予算で賄うべきではないと考えており、現時点で右改正を受諾する予定はない。」

別添

(仮訳)

配布

一般

E/C.12/2002/12

2002 年 11 月 29 日

原文：英語

最終見解に関する締約国の意見：日本（2002 年 11 月 29 日）

E/C.12/2002/12（最終見解／意見）

経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会

第 29 会期

2002 年 11 月 11 日 - 29 日

事務局ノート

最終見解に関する締約国の意見

日本

「1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会は、2002 年 11 月 11 日から 29 日に開催された第 29 会期において、委員会による最終見解の採択のあとで、関係締約国が最終見解に関する意見を委員会に提出する場合、これらのコメントは、委員会の文書として、提出されたとおりに公表され、委員会の年次報告の中で言及されることと決定した。締約国によるこれらの意見は、周知目的のみのために公表される。

2. よって、この文書は、2002 年 7 月 16 日に日本政府により提出された、第 26 会期（2001 年 8 月 13 日 - 31 日）において日本の第 2 回政府報告（E/1990/6/Add.21 and Corr.1）の審議のあとで委員会が採択した最終見解（E/C.12/1/Add.67）に対する意見を含んでいる。

1. 昨年 8 月 31 日に貴委員会が示した我が国第 2 回政府報告に対する最終見解について、幾つかの明らかな事実誤認が含まれており、又、我が国政府として貴委員会に対し、更なる説明の必要性を感じる事項が含まれるので、以下の通り、我が国政府の意見を貴委員会に改めて伝えることとしたい。

2. はじめに、貴委員会の最終見解の中では次の事実誤認が見られる。

(1) パラ 11、21 及び 34 に関し、貴委員会は日本が第 8 条 2 項を留保していると指摘しているが、実際に我が国が留保しているのは、第 8 条 1 項 (d) である。また、パラ 21 に関し、そもそも第 8 条 1 項 (d) の規定に拘束されない権利が留保されているのであるから、同盟罷業の権利の制限に関し A 規約第 8 条第 2 項に違反しているとの委員会の指摘は当たらない。

(2) パラ 21 に関し、ILO87 号条約は、その文言、条約採択時の審議経過、これまでの見解等に鑑み、ストライキ権の問題を扱う条約とは解されていないことから、我が国の公務員

に対するストライキの禁止が、ILO87号条約に違反するとはいえない。

(3) パラ 21 及び 48 に関し、ILO 条約勧告適用専門家委員会では、ストライキ権の制限は「国家の名の下に権限を行使する公務員」または、「その中断が住民の全体又は一部の生活、個人の安全若しくは健康を危うくするような厳密な意味の不可欠な業務」に限定されるべきであるとの見解を示しているところである。したがって、委員会が「不可欠な業務に従事していない公務員」について、ストライキ権が制限されるべきでないことは、上記 ILO の見解に照らしても不適切である。

(4) パラ 26、53 に関し、既に審査においても繰り返し説明しているとおり、アジア女性基金は、フィリピン、韓国、台湾の政府・当局若しくはそれらの委託を受けた関係団体により元慰安婦として認定された方々を対象に、これまで 285 名の元慰安婦の方々に日本国民及び日本政府の真摯な気持ちの表れである「償い事業」をお届けしている他、インドネシア及びオランダにおいてもそれぞれ本件問題に関連した事業を実施しており、事業を受け取られた元慰安婦の方々からは感謝の声も寄せられている。よって「当該慰安婦によって受け入れられる措置とはみなされてきていない」との指摘は当たらない。

また、国民の募金を原資とする「償い金」以外のアジア女性基金の事業資金及び運営資金については、その全額を政府が負担しており、「主として民間の財源から資金が調達されている」との指摘は正しくない。

日本政府としては、本問題を含め、先の大戦に関わる賠償、財産及び請求権の問題については、サン・フランシスコ平和条約及びその他関連条約などに従って誠実に対応してきたところである。しかしながら、いわゆる従軍慰安婦問題は、多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題であるとの認識の下、今後とも、本問題に対する国民及び日本政府の真摯な気持ちの表れであるアジア女性基金が所期の目的を十分に達成できるよう、最大限の協力を行っていく考えである。

3. 次に、以下の事項については、リストオブイシューに対する政府回答及び審査の際の政府説明において既に十分説明を尽くしたものであるが、最終見解においては、残念ながら貴委員会の十分な理解を得られていないようであり、その結果、事実誤認あるいは誤った因果関係の把握に基づいた勧告の内容となっているおそれがある。なお、以下の 2 つのケースは代表的なケースであり、その他にも同様のケースがみられるところであるが、それらのケースについては、次回報告で言及させていただくことも検討したい。

(1) パラ 59 の教科書検定制度に関し、教科書に対する国の関与の在り方はその国の実情等に依りて様々であるが、我が国においては、民間が著作・編集した教科書について、全国的に定められた教育課程の基準（学習指導要領）や検定基準に基づき、国が誤った記述やバランスを欠いた記述などについて修正を求め、合格したものの中から教育委員会等が採択して学校で使用するという検定制度を採っている。

我が国の教科書では、学習指導要領に基づいて、基本的人権の尊重や平和主義、国家間の相互の主権の尊重や協力、国際協力の意義などの内容が必ず取り上げられている。また、我が国は、近隣のアジア諸国との間の国際理解と国際協調の見地からの配慮を求めること等を内容とする検定基準に基づき厳正かつ適切に教科書の検定を実施している。

したがって検定制度によって、我が国の教科書の記述は、人権及び基本的自由の尊重、多様な集団の間の理解、寛容及び友好などを求める「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の第 13 条等に沿ったものとなっている。

また、教科書以外の教材についても、学校での使用については、学校教育に有益適切であるもののみが、各学校の判断で使用されることとなっており、各教育委員会の管理・指導・助言の下、適切な運用がなされているところである。

我が国においては、以上で述べたような制度の下で教科書の作成や検定が行われており、その結果、教科書その他の教材が規約等の内容を反映するように公正かつ均衡のとれた記述となっている。

- (2) パラ 27、28 の阪神・淡路大震災にかかる対策に関し、日本政府、兵庫県・神戸市等は、医療、避難所、食料、水、その他必需品の提供に加え、他の先進国にも例を見ない多種多様な施策により、被災者に対する生活支援を迅速かつ適切に行ってきたことにつき、貴委員会が正確に理解されるよう求める。

例えば、被災した高齢者及び障害者に対して、「生活援助員」が入居世帯を支援する「高齢者・障害者向け地域型応急仮設住宅」の建設や、コミュニティの形成に配慮して、高齢者が孤独に陥ることなく共同生活ができるコレクティブハウジングの建設を行っている。さらに被災者の精神面のケアについても、これまでのコミュニティを維持するためグループで恒久住宅に移れる措置や保健婦に加え「生活援助員」による各家庭への訪問の実施など、きめ細かなケアを実施している。特に家族を失った被災者に対しては、「こころのケアセンターの設置」や「こころのケア推進員」の養成・派遣等の事業を実施しているほか、被災児童の心の安定を図る教育復興担当教員の配置を行うなど、きめ細かい支援を実施している。

また、被災者の住宅債務の支払いについては、自力で住宅を再建する被災者に対する利子補給等の支援、既往債務の償還期間の延長、二重ローン債務者に対する一定割合の補助等の特例措置を講じてきた。

日本政府は、これら多種多様な施策により、被災者に対する生活支援を適切に行ってきたと考えている。

4. 次に、最終見解の中に含まれたいくつかの原則的な事項について説明しておきたい。

- (1) パラ 10 及び 33 に関し、我が国は、貴委員会の見解は一つの意見として参考とするが、A 規約を含め条約の一義的な解釈権を有するのは、あくまで個々の締約国であり、我が国としては、条約の規定を直接適用し得るかについては、当該規定の目的、内容及び文言等を勘案し、具体的な場合に依じて判断しているところであり、A 規約の規定の直接適用性に関する我が国の立場は審査に際して説明したとおりである。

- (2) パラ 34 及び 48 に関し、我が国の行った留保については、締約国として条約法条約に規定する正当な手続に従って行っているものであるところ、貴委員会がその権限の範囲内において正当な関心を有することは理解し得るが、これらを撤回するか否かは締約国の主体的な判断に委ねられるべきであると考えます。

5. 最後に、以下の事項については貴委員会が最終見解の中で取り上げ得る事項かどうか疑問なしとしないものである。

- (1) パラ 21、48 に関し、そもそも IL087 号条約はストライキ権の問題を扱う条約とは解されていないし IL0 においてストライキ権を明示的に取り扱った国際文書も存在しない。また、ILO の条約勧告適用委員会及び条約勧告適用専門家委員会において、日本の公務員の労働基本権の制約が IL0 関連の条約に違反する旨指摘された事実はない。よって、ILO 条約の解釈権限を持たない貴委員会が、「IL087 号条約違反に当たる」との判断をする

ことは、貴委員会の権限の範囲内かどうか疑問を有する。

ちなみに、ILO の条約勧告適用専門家委員会において、公務員に対するストライキ権や交渉権の制限に関し、代替措置の存在を前提に、ILO 第 98 号条約に適合するものとみなすことができる旨言及されたことがある。

6. その他、我が国各省庁からの意見を別添する。

7. 今回の貴委員会最終見解については、以上の点を指摘した上で、我が国として今後の規約履行の参考とし、規約のより効果的な履行をはかるために、今後も貴委員会との対話を続けていきたいと考える。」

別添

国連人権高等弁務官、日本における3件の死刑執行に落胆

ルイス・アルブール国連人権高等弁務官は、12月7日、日本の大阪で、75歳の死刑囚1名を含む3名の死刑囚の死刑が執行されたことについて、遺憾の意を表明した。

伝えられているところによると、いずれの死刑執行も突然実施され、死刑囚もその家族も事前の警告を与えられなかった。高等弁務官は、「このような実行は国際法に照らし問題であり、この点について日本に対し取り組み方の再考を要求した」と述べた。同氏は、また、75歳の死刑囚の執行について特に落胆を表した。「このような高齢者に対する死刑執行を実行することに、どのような正当な目的があるのか見出し難く、最低限、人道的な根拠に基づき、このような行為を控えるよう日本に対し懇請する」と述べた。

高等弁務官は、秘密裏に死刑を執行してきた過去の実行と異なり、日本政府が死刑執行された者の氏名を公表することを決定したことに注目した。

日本は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の締約国であり、この規約により締約国は、死刑を適用するに際し厳格な手続保障の措置を取ることを義務付けられている。そして、死刑執行を（執行の日と場所について）秘密裏かつ無警告に行うことは、死刑を執行される者及びその家族にとって、自由権規約の下での非人道的な刑罰及び処遇に相当しうるため、そのように実施されてはならない、という理解が広く受け入れられている。高等弁務官は、日本政府に対し、死刑執行を停止し、または、制度を完全に廃止することを実施してきた、その数が増えつつある国々に加わるよう懇請した。
